移動等円滑化取組報告書 (鉄道駅)

(令和5年度)

住 所 横浜市西区北幸二丁目9番14号

事業者名 相模鉄道株式会社 代表者名 代表取締役社長 千原 広司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
全駅 ホーム段差隙間 対策	・全ての駅にホームドアを整備する。(2015年度から順次設置、2024年度に和田町駅・上星川駅、2026年度に海老名駅へ設置して全駅完了予定) ・車いす使用者が単独乗降しやすい乗降口を整備する。	

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
点検の実施	・公共交通移動円滑化基準に適合した車両および旅客施設 に係る点検を実施する。 (2023年度)	計画の通り実施済み。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
近接施設への導	誘・横浜駅においては、構造上の理由により3番線降車ホームにのみエレベーターがあるため、行先に応じて近接する商業施設エレベーターへ誘導する。(2023年度)	計画の通り実施済み。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリーに 関する情報の提 供	・ホームページや相鉄線アプリにおいて、各駅のバリアフ リー設備の情報を今年度も継続して提供する。	計画の通り実施済み。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に 関する民間資格 の取得促進	・2012年11月以降、全駅係員が「サービス介助士」の資格 を取得しているが、引続き、駅に配属になった係員には、 速やかにサービス介助士の資格を取得させる。(2023年 度)	計画の通り実施済み。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけ・サポー ト運動	・駅係員や周囲のお客様が、お手伝いが必要なお客様に対して積極的に声かけを行う「声かけ・サポート」運動を今年度も継続して推進する。	

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1) と併せて講ずべき措置の実施状況
 - ・他の接続する交通機関(JR、東急、小田急電鉄等)と案内サイン等の表示を統一化した。
 - ・利用者からの意見や社員の気づきを集約し、社内で共有するとともに、方針策定の検討材料とした。
- (3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

https://www.sotetsu.co.jp/train/safety/barrierfree/

(4) その他

胜	17	72	1
177	\sim	14	1/~

(令和5年度)

住 所 横浜市西区北幸二丁目9番14号事 業 者 名 相模鉄道株式会社代 表 者 名 代表取締役社長 千原 広司

I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和6年3月31日現在)

																									令和6年3月	
鉄道事業 者名	共用 駅 	鉄 道 駅 名	の称	路線	名		所在都道序 県市町村		一日当たりの利用者数	無人駅の	公 表 ま る の の の の の の の の の の の の の	対 応	ホームの	段消いラホー数 ののである	ター 基 	・の設置	ターの設 i	- その他の 置昇降機の 数設置基数	傾斜路の 設置筋 数	視覚いる	の設置の 有 無	応型便所 の設置の	応型改札 口の設置	障害者対応型券売機の の 有無	用者の円 滑な乗降	のための設備の認
						都道府県	₹ 23区·郡 •市	町・村 ・区																		
相模鉄道		横浜	駅	相鉄本	線	神奈川 県	横浜市	西区	314,649 人				4	4	1	(1) 基	7 ½	基基	箇所		0	0	0	0	4	0
相模鉄道		平沼橋	駅	相鉄本	₩7K	示	横浜市	西区	8,818 人		0	0	1	1	1	(1) 基	į	基基	箇所	0	0	0	0	0	1	0
相模鉄道		西横浜	駅	相鉄本	線	神奈川 県	横浜市	西区	14,409 人		0	0	1	1	1	(1) 基	1 1	基基	箇所	0	0	0	0	0	1	0
相模鉄道		天王町	駅	相鉄本	線	神奈川県	横浜市	保土ヶ 谷区	22,437 人		0	0	2	2	2	(2) 基	4 ½	基基	1 (1)箇所	0	0	0	0	0	2	0
相模鉄道		星川	駅	相鉄本	線	神奈川県	横浜市	保土ヶ 谷区	29,506 人		0	0	2	2	4	(4) 基	6 1	基基	1 (1)箇所	0	0	0	0	0	2	0
相模鉄道		和田町	駅	相鉄本	線	神奈川県	横浜市	保土ヶ 谷区	14,318 人		0	0	2	2	3	(3) 基	1	基基	箇所	0	0	0	0	0	2	0
相模鉄道		上星川	駅	相鉄本	線	神奈川県	横浜市	保土ヶ 谷区	22,484 人		0	0	2	2	4	(4) 基	4 ½	基基	箇所	0	0	0	0	0	2	0
相模鉄道		西谷	駅	相鉄本線、相鉄 新横浜	線	神奈川県	横浜市	保土ヶ 谷区	27,761 人		0	0	2	2	3	(3) 基	6 (1) <u>‡</u>	基基	箇所	0	0	0	0	0	2	0
相模鉄道		鶴ケ峰	駅	相鉄本	線	神奈川県	横浜市	旭区	54,493 人		0	0	2	2	3	(3) 基	4 ½	基基	箇所	0	0	0	0	0	2	0
相模鉄道		二俣川	駅	相鉄本線、相鉄 いずみ野	線	神奈川県	横浜市	旭区	75,949 人			0	2	2	3	(3) 基	6 ½	基基	1 (1)箇所		0	0	0	0	2	0
相模鉄道		希望ヶ丘	駅	相鉄本	線	神奈川県	横浜市	旭区	30,850 人			0	2	2	4	(4) 基	6 ½	基基	箇所		0	0	0	0	2	0
相模鉄道		三ツ境	駅	相鉄本	線	神奈川県	横浜市	瀬谷区	50,845 人			0	2	2	4	(4) 基	5 ½	基基	1 (1)箇所		0	0	0	0	2	0
相模鉄道		瀬谷	駅	相鉄本	線	神奈川県	横浜市	瀬谷区	39,475 人		0	0	2	2	2	(2) 基	2 ½	基基	箇所	0	0	0	0	0	2	0
相模鉄道		大和	駅	相鉄本	線	神奈川県	大和市		107,157 人		0	0	1	1	1	(1) 基	3 ½	基基	箇所	0	0	0	0	0	1	0
相模鉄道		相模大塚	駅	相鉄本	線	神奈川県	大和市		14,151 人			0	1	1	3	(3) 基	3 ½	基基	箇所		0	0	0	0	1	0
相模鉄道		さがみ野	駅			神奈川 県	海老名市		33,545 人			0	2	2	4	(4) 基	3 ½	基基	箇所		0	0	0	0	2	0
相模鉄道		かしわ台	駅	相鉄本		示			17,194 人			0	2	2	2	(2) 基	4 ½	基基	箇所		0	0	0	0	2	0
相模鉄道		海老名	駅	相鉄本	線	神奈川 県	海老名市		107,473 人			0	1	1	1	(1) 基	2 ½	基基	箇所		0	0	0	0	1	0
相模鉄道		南万騎が 原	駅	相鉄いずみ野	線	神奈川 県	横浜市	旭区	10,250 人			0	2	2	2	(2) 基	2 ½	基基	箇所		0	0	0	0	2	0
相模鉄道		緑園都市	駅	相鉄いずみ野	線	神奈川県	横浜市	泉区	20,978 人		0	0	2	2	2	(2) 基	2 ½	基基	箇所	0	0	0	0	0	2	0
相模鉄道		弥生台	駅	相鉄いずみ野	線	神奈川県	横浜市	泉区	14,121 人			0	2	2	2	(2) 基	2 ½	基基	1 箇所		0	0	0	0	2	0
相模鉄道		いずみ野	駅	相鉄いずみ野	線	神奈川県	横浜市	泉区	12,376 人			0	2	2	3	(3) 基	4 ½	基基	箇所		0	0	0	0	2	0
相模鉄道		いずみ中央	駅	相鉄いずみ野	線	神奈川県	横浜市	泉区	15,265 人		0	0	1	1	1	(1) 基	1 ½	基基	箇所	0	0	0	0	0	1	0
相模鉄道		ゆめが丘	駅	相鉄いずみ野	線	神奈川県	横浜市	泉区	2,996 人			0	1	1	1	(1) 基	1 ½	基基	箇所		0	0	0	0	1	0
相模鉄道			- 1	相鉄いずみ野		不	藤沢市		27,346 人			0	1	1	1	(1) 基	4 ½	基基	箇所		0	0	0	0	1	0
相模鉄道		羽沢横浜 国大	駅	相鉄新横浜線、 JR	線	神奈川県	横浜市	神奈川 区	31,622 人		0	0	2	2	2	(2) 基	4 ½	基基	箇所	0	0	0	0	0	2	0
相模鉄道	1		駅	相鉄新横浜線、 東急新横浜	線	神奈川県	横浜市	港北区	53,414 人		0	0	2	2	5	(5) 基	31 🛓	基基	箇所	0	0	0	0	0	2	0
		(合計) 27	\neg							0 駅	14 駅	26 駅	48	48	27 65	27 駅 (65) 基	25 1 馬 117 (1) <u>2</u>	R 0 駅 あ 0 基	5 4 駅 5 (4) 箇所	14 駅	. 27 駅	27 駅	27 駅	27 駅	27 駅	27 駅

移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)

(令和5年度)

住 所 横浜市西区北幸二丁目9番14号

事業者名 相模鉄道株式会社 代表者名 代表取締役社長 千原 広司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

ш	古脸老	陪生老年の移動年の田温ル	の促進に関する法律協行用則答	第6条の2で定める要件に関する事	巨石
111	高 晰 有 、	見書名 季の後期季の円貨化	. (/)1)[-1] 医 (、) ()	おり 余り えじため 分男生に 単り つき	サルロ

(1)過去3年度 る。	こおける1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理してい	0
管理してい ①中小企業 ②大企業者	こおける1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又はて、かつ、以下のいずれかに該当する。 者でない。 である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対 上出資している中小企業者である。	0

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
 - 2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合 計数を記入すること。
 - 6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 - 8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 - 9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 - 11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合 に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に ○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は─印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は─印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は─印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの 基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 - 19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 - 20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。